

官製ワーキングプア研究会 *Report*

2024 年 7 月 第 46 号

2024- 7



8 月 31 日の九州集会の会場は、この正面にそびえる福岡地裁・高裁ビルの手前。
新築の司法の「砦」は、市民にとって「壁」なのか、権力への「防波堤」なのか？
うーん、やはり今は「そびえる壁」か。九州集会でも福岡地裁関連訴訟の報告を
予定している。

目 次

表紙	1
特集：公募問題を深掘りする	
(1) 公募問題など自治体議会での取り組み	川村 雅則 2
(2) 石狩市議会での取り組み	神代 ちかこ 5
図書館職員の処遇改善へ向けた院内集会	かんだ まきお 7
当事者労働運動の新しい芽	竹信 三恵子 8
改定地方自治法～市民自治も、「市」の自治もなくなる	藤代 政夫 10
千葉県臨任教員地位確認提訴	山本 志都 11
報告、お知らせ、編集後記	12

自治体議員との学習会、総務省調査データの 取りまとめ——2024 年上半期・北海道の取り組み

川村雅則（北海学園大学）

I. はじめに

ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を会計年度任用職員の世界に実現する、という目的で、この間、取り組みを進め、共同で管理・運営する情報サイト「北海道労働情報 NAVI」（以下、NAVI）に雑文を書き散らかしてきました。各地の取り組みに役立てていただければ、という思いで要点を本稿ではまとめます。詳細は元原稿を参照してください。

なお、(1)紙幅の都合で URL は割愛しています。NAVI に転載した本稿では URL をつけていますのでご活用ください。(2)筆者の問題意識を整理した「非正規公務員が安心して働き続けられる職場・仕事の実現に向けて」『KOKKO』第 55 号（2024 年 5 月号）pp.27-43 も参考にさせていただきます。

II. 会計年度任用職員の公募・離職問題を 中心に自治体議員と学習会を開催

1) 自治体議員とともに

【元原稿】川村雅則「議員の力で、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現を(1)～(3)」『NAVI』2024 年 5 月 25 日～27 日配信 ※3 回に分けて配信

2024 年 5 月 24 日（金）14 時～、私の職場である北海学園大学を会場にし、オンラインも併用して、現職の自治体議員による学習会を開催しました。主催は、「公務非正規問題 自治体議員ネット（仮）準備会」で、オンライン参加を含め参加者は計 16 名でした。

もう何年も前に、公務非正規問題に関する学習会を自治体議員と開催し、SNS でゆるやかな情報交換が続けてきたのですが、会計年度任用職員制度が始まっては 4 年が経過。今年度末には 5 年公募が発動されます。より多くの議員に参加を呼びかけて、この問題と一緒に取り組んでいく必要があるのではないか——そんな思いが中心メンバーで共有され、今回の学習会の開催に至りました。

非正規問題への取り組みが労働組合に提起されていながら、率直に申し上げて、単組のレベルにおいては、十分に取り組み切れていないのが実態と思われるなかで、会計年度任用職員など公共サービスの担い手の直面する問題を、行政監視機能を役割とする議員がチェックをして、その是正を求めていく。全国津々浦々の議場で、「不安定な雇用をなくしましょう、公正な賃金・処遇を実現しましょう」という声が——全国で 3 万人を超える自治体議員の声が——響き渡れば、どれだけ大きな力になるのでしょうか。もちろん、団交会場ででもそのような声が響き渡ることを願っている私としては、期待しているのは議員と労働組合の共同です。

表 II-1 北海道及び全国の自治体議会議員数 単位：人、%

	都道府県議会議員			市区議会議員			町村議会議員		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
北海道	83	17	100	543	158	701	1,312	197	1,509
	83.0	17.0	100.0	77.5	22.5	100.0	86.9	13.1	100.0
全国	2,258	386	2,644	14,831	3,694	18,526	9,170	1,439	10,609
	85.4	14.6	100.0	80.1	19.9	100.0	86.4	13.6	100.0

出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査（2023 年 12 月 31 日）」より作成。

もっとも、この間も言及していますが、首長や議員のジェンダーバランスや年齢バランスの著しい偏り（例えば



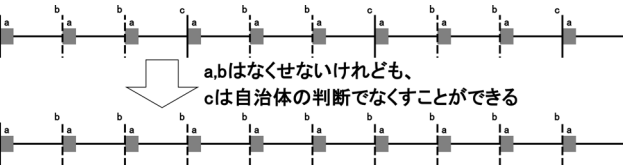
自治体も会派もこえて——学習会・オンライン上のように（2024 年 5 月 24 日）

表 II-1 は自治体議員の男女別人数) という現状をふまえると、これらの地方政治の世界においても、女性の就労に対する考えや女性向きと社会でみなされている職業に対する認識をあらためていくこと——会計年度任用職員の多くは女性ですから——が課題になるであろうことは申し上げておきます。

2) 公募制の廃止に向けて

学習会では、会計年度任用職員の公募問題に力を入れました。現在働いている職員を一定期間ごとに公募にかけることがいかに当事者の不安を惹起し、働く者の尊厳を傷つけるものであるか。しかも、人が足りない、人が集まらないというなかで、労力をかけて公募や選考を行うことは、経済性や効率性の観点からも果たして有効なのか。公募や選考の実態を明らかにするという課題も含めて問題提起しました。

図 II-1 公募は自治体の判断でなくすることができる



注1：公務における a の墨塗箇所は、条件付採用期間(試用期間)。b の点線は勤務実績に基づく能力実証が認められた箇所。c の実線は、公募制による能力実証が必要とされる箇所。

注2：上段は総務省の助言に従った場合の基本パターン、下段は公募を廃止したパターン。

出所：筆者作成。

一方で、全国では8割超の自治体が導入しているこの公募制は、自治体の判断でやめることも可能です(図 II-1)。そのことを参加者で確認しました。

元原稿に書いていないことで3点を補足します。

第一は、問題を正確に理解することの重要性です。会計年度任用職員の制度設計は、会計年度ごとの任用、一定期間ごとの公募など、有期雇用の濫用を制度化したようなものであって、不安定雇用になるのは必然です。民間の非正規制度(無期転換制度を含む)と比べながらその問題性を正確に理解しました。と同時に、総務省は、公募を義務づけてはいないことを総務省マニュアルから確認しました。

第二に、関連して、高い心理的安全性が確保されたなかでの集団での学習会の重要性です。複雑な会計年度任用職員制度問題について、素朴な疑問をお互いに出し合いながら学ぶことが、議会での質問を強化する上で大事だと思いました。

第三は、総務省からの照会に対して自分のマチはどう回答しているか、を確認することです。自分のマチが総務省にどう回答したのかを、議員など関係者に確認されていないケースが意外に少なくないという印象をもっています(この点は、III でもふれます)。

3) 自分で調べてみないとわからないこともある

前項の三つ目の提起に関連して、次のような事実をご紹介

介しておきます。

今回の学習会の幹事役の一人で当会の会員でもある石狩市議会議員のくましろちかこさんが、ご自身のマチの5年公募の廃止に向けて何か役立つ情報を得ようと、公募を実施していない(一部職種での未実施を含む)という道内の自治体に電話による照会を行いました。

そうしましたところ、一部職種での公募未実施という事実をあまりオープンにして欲しくないとする自治体から言われたとのことでした。きっと、全ての職種の公募廃止にはつなげたくないのでしょう。これはとくに驚くべきことではなく、人手不足から一部の職種だけに限定して公募を実施しないケースは私も見聞きしています(ずいぶんと身勝手だとは思いますが、ここではこれ以上言及しません)。

問題は、そういう事実——総務省への表向きの回答と実態との乖離——を当該自治体の議員など関係者はご存じなのかどうか、ということです。ぜひ、その回答内容の意味するところまで含めて、総務省調査に自分のマチがどう回答したかの把握をなさってください。

なお、公募をなくそうと活動されている方々にとって、くましろさんの取り組みは示唆に富むと思います。レポートをぜひお読みください(くましろちかこ『「公募」をなくそう! 〜会計年度任用職員に関する議会質問の取り組み〜』『NAVI』2024年6月7日配信)。

III. 会計年度任用職員の給与等調査にみる問題——総務省調査の北海道分データの取りまとめから

【元原稿】川村雅則「会計年度任用職員の給与等(勤勉手当・給与改定・最低賃金)に関する総務省調査(2023年12月)の北海道及び道内市町村データの集計結果(中間報告)」『NAVI』2024年5月31日配信

総務省が2023年12月に実施した「会計年度任用職員の給与等調査」をご存じでしょうか。勤勉手当関係、給与改定関係、最低賃金関係といった三つの柱で構成されています。

北海道と札幌市のデータは、当該自治体から得られたのですが、その他の市と町村については、いつもであれば、情報公開制度を使って北海道(市町村課)から個別データを一括で得られるところ、今回は、集計した結果の提供となりました(理由は元原稿をご参照ください)。以下、結果のいくつかを紹介します。

1) 勤勉手当は支給されるのか——勤勉手当関係

表 III-1 勤勉手当を支給するか、常勤職員と同じ月数か 単位：件、%

	北海道	札幌市	市群	町村群
	1	1	34	100.0
(a) 2024年度から勤勉手当を支給するか	1	1	32	94.1
支給する	1	1	32	94.1
支給しない	0	0	2	5.9
	1	1	32	100.0
(b) 支給月数は常勤職員と同じ月数か	1	1	25	78.1
常勤職員と同じ月数	1	1	25	78.1
常勤職員と異なる月数	0	0	7	21.9
未定	0	0	0	0.0

例えば、会計年度任用職員に2024年度から勤勉手当を支給するか、という問いに対しては(表III-1の(a))、「北海道」と「札幌市」は「支給する」でしたが、「市群」では34件中2件が、「町村群」では144件中25件が、それぞれ「支給しない」と回答していました。

また、支給月数が常勤職員と同じかを尋ねた設問に対しては(同表(b))、「市群」では、32件中7件(21.9%)が、「町村群」では、無回答の5件を除く114件中31件(27.2%)が、「常勤職員と異なる月数」でした。

なお、表は省略しますが、「支給する」と回答したなかで、1.0か月未満の回答は、「市群」で7件、「町村群」で14件でした。

どのような理由で差をつけたのか、その理由は果たして合理的といえるのかを明らかにする必要があります。

2) 給与は4月に遡って改定されるのか——給与改定関係

公務員の賃金制度は民間とは異なります。人事委員会が置かれている団体の地方公務員の場合、国の人事院勧告の内容や民間の賃金水準の動向に基づき人事委員会による勧告が行われ、給与改定方針が決定され、給与条例改正案が議会に提出され、改正案の成立後公布施行という手順となります(総務省「地方公務員の給与の体系と給与決定の仕組み」より)。その分だけ給与改定の実施時期が遅れますが、改定は、4月に遡って行われています。2023年には、給与勧告制度で増額改定が勧告されましたが、会計年度任用職員についてはどうでしょうか。

表III-2 2023年4月に遡及して給与改定を行うか 単位：件、%

	北海道	札幌市	市群		町村群	
	1	1	34	100.0	144	100.0
実施する	1	0	26	76.5	88	61.1
実施しない	0	1	8	23.5	56	38.9

結果は(表III-2)、「北海道」は「実施する」で、「札幌市」は「実施しない」です。

「市群」では、34件中8件(23.5%)が、「町村群」では、144件中56件(38.9%)が「実施しない」と回答しています。なぜでしょうか。

表は省略しますが、実施しない理由は、7つの選択肢(複数回答可)から選択されています。「任用時に労働条件を既に示しており、年度途中での契約変更が困難であるため」、「システムが未対応であるため」、「条例等で給与改定の適用時期を定めているため」などが理由として数多くあがっていますが、妥当でしょうか。

なお、総務省では、2023年5月2日の段階で、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」という通知を出し、「改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするよう」自治体をお願いをしているほか、同年12月27日にも、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」通知を出して、同様のことを依頼しています。

3) 給料・報酬は最賃を下回っていないか——最低賃金関係

最後に、給料・報酬単価が最低賃金を下回る会計年度任用職員の有無を尋ねた結果です。

公務員には最低賃金法が適用されません(但し、技能労務職員、企業職員は除く)。但しそれは、最低賃金を上回る賃金の支給が本来は予定されているからであって、最賃割れを容認するのが法の趣旨ではありません。2022年12月23日に総務省から出された「会計年度任用職員制度の適正な運用等について(通知)」でも、「適切な給与設定」においては、「地域の実情等を踏まえ、適切に決定する必要があること。その際、地域の実情等には、最低賃金が含まれることに留意すること。」が明記されています。

表は省略しますが、「市群」では34件中4件で、「町村群」では144件中12件で、給料・報酬単価が最低賃金を下回る会計年度任用職員が「有」と回答しています。しかも、そのうち「市群」では3件で、「町村群」では4件で、技能労務職員・企業職員でも「有」と回答しています。

4) 調査結果をふまえて

第一に、総務省調査への回答を含め、自らのマチの会計年度任用職員制度と運用の状況をつぶさにお調べください。

第二に、正職と非正規とのあいだに格差が設けられているとすれば、その格差は合理的なものかを検証してください。

民間では、パートタイム労働法と労働契約法第20条が統合されたパートタイム・有期雇用労働法が2020年4月1日から施行されています。一つ一つの格差についての説明を使用者に義務づけた民間の労働政策の動向を意識しながら、格差の検証をなさってください。

補足すると、(問題是正のための)通知が国からも出されているから、というのは確かに一つのよりどころにはなるのですが、その国は、会計年度任用職員の制度設計にあたり、正職員(常勤職員)と会計年度任用職員とのあいだに、あるいは、フルタイム型の会計年度任用職員とパートタイム型の会計年度任用職員とのあいだに、数々の格差を容認してきました。それらも含めてあらためて検証をしていきましょう。民間非正規の格差は正、公正賃金を求める運動との合流が期待されます。

IV. 足下・地方から始めよう

公務員数の削減に象徴されるように、長年にわたる新自由主義改革・構造改革政治によって、公共サービスが毀損されてきました。

その立て直しを図ろうとする動きが地方から始まっています。こうした動きは国内にとどまるものではなく、公共サービスの再公営化、ミュニシパリズム(地域主権主義、住民参加による地域民主主義)という世界的な潮流でもあります。会計年度任用職員問題をはじめ公共サービスの担い手問題に取り組むことは、その大事な柱ではないでしょうか。

仲間づくりを含めて取り組みを力強く進めていきましょう。

議会で の 公募 廃止 の 取 り 組 み

～神代ちかこ石狩市議の報告から

「会計年度任用職員の公募廃止」に議会でどう取り組むかのアイディアとして、問題意識と質問構成をまとめました。道内ですでに公募を導入していない、公募をやめたという6自治体より、筆者が電話にて聴き取りを行い(2024年5月23日～6月2日)、当自治体も公募廃止も可能であるという議論の題材としました。

情報をいただいた自治体の担当者からは、この寄稿文を「労働情報NAVI」にて公開することに了解をいただいております。

【編集部註】今回転載したもの、くましろ市議のレポートの一部です。全文は前記「NAVI」をごらんください。

1. 「公募」についての問題意識や総務省調査データの整理

○ 質問の趣旨

「期間で区切った一斉雇止め・公募は自治体の判断でなくすることが可能ではないか」

○ なぜ「公募」を廃止すべきなのか

公共サービスの重要な担い手である会計年度任用職員の雇用をよりよいものにしていくためには、その処遇改善は当然として、仕事が恒常的に存在しているにも関わらず、その仕事につく人を有期雇用の反復更新をし、回数を区切って公募にかけるなど不安定な任用手法には改善が必要。会計年度任用職員制度となった時点で、一年ごとに面談と能力実証を経て、その結果「公募」となることも想定される制度であるのに、わざわざ3年や5年などと該当者を雇止めし、公募にかける必然性はどこにあるのか。

○「広く市民にも雇用の機会を平等に与えるために公募は必要」というのは、地公法が定めた「平等取扱いの原則」の曲解。一般市民との平等のために公募を行うという認識は改めるべき。総務省のマニュアルでは、第2の5「当該非常勤の職と同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、同一の者が、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはありうるものであること。」とされており、「再任用にあたって任用の回数・年数による制限などの限定を設けること」は、その趣旨に反する。

※(平等取扱いの原則) 第13条すべて国民は、この法律の

適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第16条第9号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

○ 質問で求めていること

働きがいのある人間らしい仕事(ディーセントワーク)の実現には、その処遇内容はもちろん、雇用の安定に逆行する会計年度任用職員の「雇止め」「公募」を撤廃していくしかないのではないか。人手不足や採用困難職だけに限定する「公募」撤廃はゴールではなく、段階的な改善方策であり(5年を10年に延長する、専門職種から限定して公募廃止など)、すべての会計年度任用職員が希望すれば働き続けられる自治体こそが、持続的な高いサービスを提供していけると考える。

※令和4年12月の総務省マニュアル(第2版)の修正版「地域の実情に応じて・・・」という言葉が入った。その背景には、年を区切り公募することを示したことに対する自治体からの抗議の声がある。そもそも、はじめから、どこにも、『公募制の導入は義務』とは書かれていない。この修正を受けて、一斉雇止め公募をしないという自治体が増えた。

○ そもそもなぜ「5年」と区切る必要があるのか。非正規職員はなぜ雇止めがある前提での働き方なのか。すでに正職員とは違う「一会計年度毎の任用」と差別化され、毎年度人事評価の結果、雇止め公募される可能性もあるにも関わらず、なぜ5年公募が必要なのか。期間で区切った一斉公募は廃止して何か問題はあるか。

○ 石狩市の実態はどうか。今年度入って、各所管に行ったアンケートの内容とその結果について、市はどのような方針を決めていくのか。この制度が始まって以来、当事者は5年雇止め・公募という大きな不安を抱えながら働いている。いち早く、当事者に「通年と同様の能力実証」を行う「一斉公募廃止」を伝えるべきではないか。

○令和5年総務省調査の結果

【北海道および道内35市の職種における、再度任用時の公募の実施状況】

● すべての職種で再度の任用時公募していない自治体

小樽市、赤平市、名寄市、根室市、滝川市、伊達市 6市

2024年6月6日(木)15:30~18:30、衆議院第2議員会館多目的会議室にて催された院内集会について報告します。図書館関係団体や研究者などで実行委員会をつくり、超党派の活字文化議員連盟と学校図書館議員連盟らの協力を得てハイブリッド形式で行われました。

《主催者・議員発言》

日本図書館協会(JLA)岡部幸祐理事から「米百俵」の逸話を交え、図書館は建物だけでなく専門職がいてこそ成り立つと主催者あいさつ。

次いで小川淳也衆院議員「図書館は社会の質・文化そのもの、働く人は生命線」。吉良佳子参院議員「子どもの頃から通った図書館、自由と民主主義の源。削られた予算を増やす」。徳永久志衆院議員「地元滋賀にはよい図書館が多い。政治が責任を持てば出来る」。逢坂誠二衆院議員「お金が掛かるのも首長経験者として理解している。如何に説得するか。図書館をよくすれば子ども達が変わる好例は多く、地域から日本の知の底上げを」。笠浩史衆院議員(活字議連・学図議連事務局長)「国を応援し同時に発破をかける。評価に貸出数だけでなく、職員待遇も加える。地方首長を動かすうねりを」。他に新妻秀規参院議員、早稲田夕季衆院議員ほか秘書も多く出席した。

《調査報告》※敬称略

★公共図書館(佐久間美紀子@図書館友の会全国連絡会) 私たちは利用者団体。図書館員もエッセンシャルワーカー、上げにくい声を代弁。自治体は非正規数を把握してない。実態は恒常的で、給与に幅があり改善可能。自治体は率先して雇用主の範になるべき、指定管理も公表を。勤務は週30時間程、「多様な働き方」ならフルの選択できければ。非正規が全般運営に当たる事が多く、資格のない館長とパート司書だけの館もある。

★学校図書館(高橋恵美子@JLA) 自治体「雇用調査」の報告。配置率9割。1校選任は高校で多く4割、1校2名はパートの組合せ。職名「学校司書」半数、大規模校は2名配置、要件は司書か経験者が半分。期間は1年が過半数、5年まで2割。詳細は、

<https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/seisakukikaku/takahashi20240606innai.pdf>

★学校図書館と学校司書の現状(小沢文雄@文科省) 主な内容は「子どもの読書活動推進」「図書館の障害者利用促進」「学校図書館の整備」「図書館の現状」「地域書店との関わり」を報告。

★公共図書館(小川) 約20年勤務だが年度末に突然雇止め。選書から全て担当しても補助? 正規は2~3年で異動。一人が体調を崩すと残った人も厳しく、非正規も正規も心身が壊れる。シワ寄せは住民に。質の高いサービスを提供したい。若者に勧められる職になる事を願う。

★学校図書館(小林) 藤沢の小学校で1校専任。年収130万の壁、辞めるかWワークか。授業対応で手一杯、持ち帰り仕事。川崎は全校配置だが1回3時間、資格もない職。中学は未配置、昼に図書委員と月2回巡回のみ。子ども

読書計画はあるも、議会や教委は改善せず。司書が常駐してこそが「図書館」、不在ならただの部屋。

●読売新聞(福本記者) 23.7~9 読売調査:政令市から2万人の町まで149自治体から回答。1校専任、予算増えれば利用は増えるとの結果。週3が半分、0.5~6日、5~8時間。非正規8、正規2。時給1500~884円。3割は研修無し、1割は職員会議外、と格差が大きい。

《参加団体より》

●JLA(小形)「処遇のお願い」「会計年度任用」提言、近年は発信増。非正規セミナー、研修はオンラインで安価に。神奈川、学校図書館で調査。非正規改善連絡会提唱。ナショナルセンターとして取組む。

●図問研(清水) 機関紙「みんなの図書館」でも待遇改善アピールし、文科・総務省、知事会、議員などへ送付。自分も雇止め3回。非正規は不満がないのではなく、声を上げられない。皆が力を発揮し安心して働けるよう頑張る。

●学図研(松井) 中々みえない実態、専任か兼任か、配置等調査。横須賀はフル無、東京は派遣・委託が多い。労働条件は教育条件、相談したくても、司書がいない。

●官製WP研究会(白石)「地方自治法」改正案で自治破壊の動き。「会計年度」の総務省調査で公募なしが約18%ある。首長が判断できる。委託多い23区で荒川は直営が続けたが、委託か直営非正規かで、相当に悩んだ。

●はむねっと(渡辺) 来年3月に集会「ゆるやかに繋がり、確かな変化を」。非正規は9割が女性(正規4割)でジェンダー問題。経験を積み半数が続けたかったが雇止め。今年も調査実施中。国へ訴える。

●図友連(阿曾) 指定管理者制度に危機感持ち、国・議員に陳情。「私達の図書館宣言」司書職制度確立に、継続雇用は必須。

●学校図書館考える全国連絡会(江藤) 80年代後半から活動、国に意見も。毎年集会開催し、メルマガ、オンラインでも交流。学校司書調査→学図研へ引継ぎ。研修も、雇用継続も実現に頑張る。

《会場感想》(省略)

《集会アピール》(利光)

<https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/seisakukikaku/appeal20240606innai.pdf>

《集会後援団体》 公社)全国学校図書館協議会、親子読書地域文庫全国連絡会、公財)文字・活字文化推進機構

★集会のYouTube配信URL: <https://www.youtube.com/watch?v=4ejvkTfsWOo>

(かんだまきお)

地域巻き込み型で進む 非正規公務員当事者労働運動の新しい芽

非正規公務員の当事者運動の活性化は、労働運動の中でも難関中の難関だ。まず、短期契約が合法化されていることだ。会計年度任用職員制度の1年有期化は、発言すると次の任用が更新されないという恐怖を増幅させている。ここまでは民間パートと似ているが、加えて3年たったら一斉に公募にかけられる「3年公募」がある。特別職非常勤職員の時には行使できた労働3権からも排除されるようになった。ただ、そんな幾重もの壁を乗り越えようと、非正規公務員当事者による新しい活動が芽吹き始めている。それは「勇気を出して声を出そう」から、「勇気を出さなくても声を出せる仕組みづくり」への転換だ。

●「身バレ」の恐怖を乗り越えて

今年1月、千葉市内で市民有志が労働局と面談し、「3年公募」にあたっていたハローワークの経験豊富な非正規の就職支援員を切り捨てないよう求めた。会場に集まった住民、議員、元非正規公務員、労組・NPOメンバーなど約30人が全員、順番に、就職支援員に助けられた体験や、機械的な公募の弊害を訴えた。有志代表の住民、目崎真弓さんは「住民が行政に求めるのは『公務を平等に分ける』ことではなく、良質な支援ができる安定雇用」と言った。こうした中で、新年度、この職員はまた任用されることになった。ここでクビを切られていたら、非正規公務員たちの沈黙をますます深める恐れがあった。その中でクビがつながったことに、関係者は胸をなでおろした。

会合が実現した背景には、「代行主義を避け、非正規公務員が自力で決定・運営する」を目指して昨年立ち上げられた初の当事者ネットワーク「非正規公務員 voices」の多様な発信があった。元DV相談担当の会計年度任用職員で、voicesの立ち上げに関わった藍野美佳さんは、「再任用への不安から当事者は、顔出しも集まることもためらう『身バレ恐怖症』に縛られている」と言う。そうした恐怖を乗り越えようと、安心して参加できるようニックネームだけで呼び合うおしゃべり会をラインで始めた。その場でわかったのが職場でのハラスメントのひどさだった。声を上げると次の任用の拒否をちらつかされる「クビハラ」が横行し、メンタルな被害は後を絶たない。まず、その実態からつかもうと、同年5月、アンケートを始めた。

約530人から回答が集まった。「名前でなく『非正規さん』などと呼ばれる」といった差別やハラスメントを7割近くが体験し、被害者の半数は「退職を考えるようになった」という。「職場では正規・非正規が対等とは思わない」は8割近くに及び、4人からは「無理やり性行為をされた」との訴えまであった。

国の非正規公務員で、官製ワーキングプア研究会の山岸薫理事も、この立ち上げに関わった。同じ立場の非正規公務員たちの声を伝えたいと、インタビューを録画し始めた。普段はクビを心配して容易に口を開こうとしない非正規公務員たちが、当事者の質問に安心して職場の差別の実態を話し出した。顔が出ないよう首から下や、膝などを映した映像を編集し、短編記録映画「わたしは非正規公務員」を制作した。メディアで大きな反響を呼び、福島みずほ議員が呼びかけて国会内で上映会も開かれた。

ハラスメントアンケート結果を突き付けて対応を迫るため、総務省と厚労省との交渉も実現させた。顔を出せないメンバーも発言できるよう、事前に録音した当事者たちの声を会場で流した。シングルマザーの弱みにつけこんでセクハラを受けたが、なかったことにされた、などの生々しい訴えに、省庁関係者は固まったように耳を傾けた。

●地域巻き込み型労働運動の実践

私がこの活動の先進性に注目したのは、元新聞記者として非正規公務員の取材にかかわり、非正規公務員の当事者が声を上げることの重要性和その難しさを痛感してきたからだ。かつて女性の非正規公務員のネットワークづくりの創設に関わったが、それも、非正規公務員の8割近くが女性であり、女性という枠で組織すれば、おのずから当事者が参加でき、当事者同士でのびのびと発言できる空間が作りやすいのではないかと考えたからだ。

だが、女性を集めたとしても、「普通の当事者」が安心して発言できるノウハウを生み出せなければ、結局、比較的発言力の強い非正規や正規職員の独壇場になりかねない。そうした女性たちによる代弁も重要ではある。だが、特段の「勇気」や「知識」がなくても自らの苦しさを安心して話し合え、その中から、「自分だけではない」と自然に勇気が湧いて来るシステムを発案できなければ、それは代弁

ジャーナリスト・竹信三恵子

にはならず、最悪の場合、情報や活動の搾取になりうる。

「自分たちも発言したい」「でもできない」と悩む当事者たちが、こうした「身バレ」への恐怖を克服できるかを話し合い、さまざまな工夫を生み出していった voices の活動に、助言者として接したことで、当事者でなければ編み出せない活動方法があることに私は気づかされた。それによっていま、当事者とそれを支えたいと考える約 80 人もの人々が SNS 空間に集まってきている。

●市民巻き込んだアンケートも

こうした人たちをさらに多数派に変えていくには、もう一段の作戦が必要だ。非正規公務員以外の利害関係者を巻き込んで味方を増やすことである。

私は、非正規公務員の味方を増やすために、ここ数年、「地域巻き込み型労働運動」を提案していた(季刊『自治と分権』89号、大月書店)。非正規は、職場内では不採用をちらつかされてひたすら怯える少数派かもしれない。だが、職場の外には、安定した良質の公共サービスを求める住民や、不安定で低賃金の非正規の苦しさに共感する民間非正規、地域の安心を政策で実現したいと考える議員など、たくさんの利害関係者がいる。これらの人々と連携すれば職場内少数派は多数派に転化する、という提案だった。

voices は、こうした考え方を下敷きに、2014年1月、非正規の不安定待遇による公共サービスへのマイナスについて、非正規だけでなく、受益者である住民らを対象に簡単なオンライン・アンケートも実施した。納税者である市民が味方であることを、雇う側の国や自治体に突き付け、市民の共感も引き起こすことを目指したものだった。

調査に応じたのは、市民 286 人を含む 602 人に上った。95% が、非正規公務員が短期間で入れ替わることで、行政を利用する市民に影響があると答えた。「短期間で担当者が入れ替わると、知識や経験を市民に共有することができず、単に誰でも調べられる情報だけ与えて終わりになる」「対人支援は、支援者の力いかんで変わるのであって、支援者が落ち着いて仕事ができることが、被支援者にとっても何より重要なこと」といった意見が市民から寄せられた。

低賃金の当事者が主体で、新しい団体であるため活動資金もほとんどがなく、活動は手弁当、という状況を打開す

るため、多忙な住民支援の合間を縫ってこのほど口座も開設し、クラウドファンディングも始めた。詳細は、<https://f.2-d.jp/voices/> でみてほしい。

●「正規転換」の危うさを暴露

こうした活動は、当事者の視点からの政策の問題点も明らかにしつつある。

今年3月下旬、「ハローワーク、常勤職員を増員 非正規から転換、雇用安定へ」(2024年3月21日付共同通信電子版)、「ハローワーク 長期支援に軸足 正規職員増、体制を強化」(同3月28日付日本経済新聞電子版)の見出しがネット上に踊った。企業である人材ビジネスは、短期で効率よく利益を上げられる支援に特化しがちだ。就職支援の本丸のはずの就職困難者にはきめ細かい相談や長期の支援が必要で、ハローワークのような公共機関の強化が間われ始めている。非正規の不安定待遇への批判や大公務労組の非正規問題に取り組んで来た人々に働きかけもその背中を押し加わり、2022年度に2人、2023年度に69人が増員され、2024年には111人の増員となった。

新卒だけでなく、「削減一辺倒」からの政策転換の兆しという反応が多かった。だが、ラインに参加する当事者たちから、「モノ言う非正規の口封じに利用される恐れもある」といった現場ならではの指摘が次々集まってきた。指摘は、①増えたと言っても正規職員の1%前後。少なすぎる枠に潜り込もうと、非正規同士の足の引っ張り合いや分断が生まれる恐れ、②転換基準が不透明で、異論封じや上司に対する忖度を強めかねない、③転換資格のハードルが高すぎ、公務経験が15年以上や、従来の正規と同じフルタイム勤務と定期的な人事異動が条件、など、家庭を持つ女性などの非正規公務員は満たせず、スキルの蓄積にも逆行する、といった3つに大別される。

voices のメンバーは、「民間の『エリア正社員』のような転勤なしの無期雇用の導入がないと、就職支援は破綻する」と言う。今回の正規転換が非正規公務員の抑え込みに終わるか、非正規の真の待遇改善への最初の一步になるか。それも、当事者ネットワークを通じて発信され始めたリアルな現場の声に耳を傾けるかどうにかかっている。

私たちの市民自治も、 「市」の自治もなくなる!!

沖縄辺野古新基地建設への国の「代執行」、又、個人情報保護法に対する地方自治体の条例改正など国から地方自治(対等)を崩していく圧力が強まる中、更に市民自治・団体自治の地方自治の原則が壊される「地方自治法改正案」(2024年3/1)が国会に出されています。

第33次地方制度調査会の「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」(2023年12/21)に沿った形で出された改正法案。

「新型コロナウイルス感染症の集団感染により県をまたいで移送が必要になったものの、国の指示権がなく自治体の措置が遅れた状況に対応しよう」といった理由で提案された内容は①「DXの進展を踏まえた対応」②「地域の多様な主体の連携及び協働の推進」③「大災害、感染症の蔓延、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」と三つの点を改正するものです。

「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」で“補充的指示”が規定され自治の原則を破壊しています。

総務省は言います。「コロナ感染症に際して保健所の逼迫、病床の逼迫状況で調整が出来なかった。ダイヤモンド・プリンセス号への対応が困難だった」「国から地方公共団体への関与の仕方が問題だった」

「これらのコロナ感染症での課題は個別法(感染症法・災害対策基本法等)の改正で手当てされ、今では個別法で対応できる。しかし個別法の範囲を超えた事態の場合に対して地方自治法を改正して国が地方公共団体に関与できる法律を作って“指示権”を用意しておくのが立法事実です」と。

もっともらしい理由付けですが、これはおかしいのです。

地方自治の原則を
180度ひっくり
返してしまいます

国から地方自治体への指示という上意下達のような仕組みは2000年の地方分権一括法で否定され、憲法92条の地方自治の本旨を実現させるため国と地方公共団体とは「対等」であり、地方自治体を下部組織と観る“機関委任事務”は廃止され「自治事務」と「法定受託事務」になりました。それ故包括的指揮監督の

ような“通達”は廃止され技術的助言である「通知」となりました。地方公共団体の条例制定権も自治事務にかかる法律解釈権も認められたのです。

だから国からの地方自治体への関与＝指示について現行法では、自治事務では「国民の生命・身体または財産の保護のため緊急に自治事務の的確・迅速な確保が必要な場合にのみ個別法の根拠を持って定められる」のです。又法定受託事務でもその事務の処理が法令違反の場合か、その処理が適切でなくかつ明らかに公益を害する場合のみ指示による国の関与が認められるのです。

それなのに自治の原則「対等」を否定するかの如く、「特例」と言い「必要最小限度」と言って「閣議決定」するからといって、個別法がなくても、事務処理の違法性がなくても、国が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」等と判断すれば“指示”を出せると国の指示権を地方自治法の中に創設しようとするのが今回の改正案です。

国と地方公共団体の関係を根本から否定し、転換させてしまうもので認められません。

しかも今回の改正案には立法事実がないのです。

コロナ禍での困難が生じたのは、国から地方自治体への指示権がなくコントロール出来なかったからではありません。国の感染症対策の基本が先端医療でなく古い感染症対策であったが故の困難であり、保健所や病床をカットしたり医療・公衆衛生の大切さを経済効率主義で否定しまくった新自由主義の政策の結果、対応が出来なかったのです。

個別法の改正のための立法事実であっても地方自治法の改正(補充的指示権)のための立法事実ではありません。

又、改正法案の「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生・発生のおそれ」等の概念がかなりあいまいで各大臣の恣意的判断になってしまいます。

更に、この法案では「非常時」、政府が国会を無視して地方自治体に指示を出せることとなり、有事法制として、緊急事態条項として機能します。

「戦争をする国」を進める岸田政権にとっては国と自治体が対等と言う地方自治の原則は邪魔なのでしょう。あくまでも国の言いなり(指示)の自治体にしたいなのでしょう。

私たちが求める社会は“公共を復権”し人間として処遇され安心して暮らせるよう公共サービスが実施される“ケア”中心の市民参加の地域主権・ミューニシパリズムが実行される社会です。“指示待ち”でなく自ら主体的に創っていく自治が重要なのです。

藤代政夫

千葉県立高校の臨任教員

正規教員としての地位の 確認を求め提訴

弁護士
山本志都

3月26日、2020年4月から23年3月まで千葉県の臨時的任用教員として勤務を続けてきたSさん(40代男性)が、雇止め撤回と正規教員としての地位確認、損害賠償を求めて、千葉県を被告として、訴訟を提起しました。代理人として事件の概要を報告します。

Sさんは、2011年4月から神奈川県や東京都で非正規教員として就労してきました。教員の仕事にやりがいと魅力を感じ、工夫した授業について評価を受けるなどしてきたものの、不安定な地位と差別的取扱いに疲弊させられ、2020年4月からは、ある民間企業で正社員として働くことを予定していました。

しかし、同年3月下旬、千葉県教育委員会から突然、「次年度に勤務できないか」という打診があり、Sさんは面接を受けることにしました。年度末も迫った28日に行われた面接で、教育委員会の担当者は、深刻な教員不足の中、具体的な学校名もあげて就労に誘導しました(4月からの新年度に、欠員が生じてしまい、穴埋めに必死になっていたものと思われます)。その際、当時神奈川県在住だったSさんは「勤務可能な場所に転居して」とも言われました。Sさんは「正社員としての採用を辞退して千葉県内で働く以上、早期に正式採用してほしい」と伝え、採用が決まりました。

その後、Sさんは、通勤が容易な場所にある戸建て物件を購入し、ローンも債権者が千葉県に問い合わせをした上で「正規職員」ということで組むことができました。彼は安心して働き続けたいと願い、そのために努力をおしませんでした。

2020年4月以降、Sさんは常勤職員として、週約20時間国語を担当し、クラスの担任や部活の顧問、校務など、正規教員と同じ業務を行ってきました。学校長にも正規職採用のために必要な指導を行ってもらえるように依頼し、自分の希望を繰り返し伝えてもいました。また、22年3月には、次年度の任用をめぐるやりとりの中で、「臨時的な任用が恒常化している現状は異常であり、不安定な任用によって本人の健康も害されている」など訴える書面を、教育委員会等に提出しました。

しかし、23年4月、Sさんは次年度の任用を受けられず、雇止めされることになりました。

今、深刻な教員不足が生じているといわれています。今年の2月時点で、千葉県内で本来必要な教員数に足りない「教員未配置」は約450名に及んでおり、統計を取り始めた2016年以来過去最多だったといえます。1人の教員が2クラス同時に授業を行うとか新学期に担任が見つからないというケースも生じています。本来、正規の教員を増やせばいい話です。

ただし、将来、生徒数は減少することが見込まれます。そこで、正規教員が多すぎるという事態を回避するため、「雇用の調整弁」として、臨任のような非正規教員が利用されているのです。Sさんの件では千葉県職員ユニオンが千葉県と団体交渉を行ってきましたが、そこで出てきた資料によれば、千葉県の臨時的任用教員は約300人。教育委員会は「組合は、生徒数が減った時に正規職員を解雇しろと言うのか」と主張し、臨任教員を都合のいい穴埋め労働力としてみていることを隠しませんでした。

Sさんは就職氷河期世代ですが、この世代の人たちが、非正規任用が固定化してしまったことにより最も影響を受けています。年度末ぎりぎりまで次年度の雇用がどうなるか分からないという生活の不安定さ・甚大な精神的負荷、同じ仕事をしているにもかかわらず正規教員との間の賃金の大きな格差、日常的な差別的取扱い。そういったもろろが、彼らを苦しめています。

公立の小中学校や高校などで働く非正規の教員や講師は、総務省の調査(2020年)ではおよそ9万8000人にも上っています。Sさんの事件は氷山の一角です。

5月15日に千葉地裁で第1回口頭弁論期日が開かれました。第2回口頭弁論期日は9月11日午後3時からです。原告本人の意見陳述を予定しています。裁判を支える会(union1@outlook.com)も発足しました。

今後も傍聴などによる支援をよろしくお願いいたします。

〈地方自治法「改正」に抗議する〉

地方自治法の「改正」案が6月18日、参議院総務委員会で採決され、19日の参議院本会議で可決成立した。

私たちは、今回の改正案の柱である「国の指示権拡大」に重大な懸念を持ち、廃案を求めてきた。自治体、法曹関係者、マスコミからも懸念と批判の声が広がる中、野党や自治の現場、世論から示された初歩的かつ基礎的な疑問に対して、誠意を欠いた答弁に終始した政府与党に強く抗議する。

当初、「感染症」や「大規模災害」を例にあげて、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断した場合で、かつ個別法によって国の関与が認められていない「想定できない事態」において、閣議決定で、地方自治体に対して「国の指示」が出せるようにするものだと言われていた。しかし、「想定出来ない事態とは例えばどんな事態か」という問いに対しては、「想定できない事態を想定することは出来ない」などと詭弁を弄して、具体的例示をすることはついにできなかった。

議論が深まってくると、どうやら「感染症」「大規模災害」は例外的な非常事態を想起させるアドバルーンにすぎず、「国の関与を定めた個別法がない事態」すべてに対して、広範囲かつ自在に国が自治体を指揮命令下に置こうとする内容であること、いわば自治体の国に対する「白紙委任法」であることが明らかとなった。

国民を欺いて憲法を超越するかの如く、地方自治体の理解や同意を必要とせずに、指揮命令権を手にするような「地方自治法「改正」」は許されない。私たちは、「改正」内容をただちに削除し廃止する世論を高めることを決意し、ここに強く抗議の意思を表明する。

2024年6月19日

平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議、自治体議員政策情報センター 虹とみどり、ローカライニシアティブネットワーク (LIN-Net)、NPO 法人官製ワーキングプア研究会

連絡先 LIN-Net 事務局(担当 陣内 090-1548-6014)

お知らせ

九州、東京、大阪で
「なくそう！ 官製ワーキングプア集会」

〈初の九州集会〉

- ◆ 8月31日(土) 13:00~16:45 ◆福岡弁護士会館(地下鉄七隈線六本松駅下車)
 - ◆内容案 基調講演(上林陽治立教大学特任教授)、2つの国賠訴訟報告、参加団体報告と交流など
 - ◆参加費 500円 ◆主催 同集会実行委員会
- 初めて九州地域で集会を開催します。山口、広島、沖縄などからのご参加も呼びかけます。

〈第16回なくそう！ 官製ワーキングプア集会 反貧困集会2024〉

- ◆ 10月6日(日) 午後予定 ◆会場 日本図書館協会研修室
- ◆会場参加者は資料代 500円、WEB参加 無料

〈第12回なくそう！ 官製ワーキングプア大阪集会〉

- ◆ 11月2日(土) 10:00~16:45 ◆エルおおさか本館6階大会議室ほか
- ◆分科会(10:00~12:00) ◆全体会(13:00~16:45)

ご協力ください

☆非正規公務員 voices クラウドファンディング

私達は非正規公務員当事者と経験者の団体です。現場の第一線で働き、最新の現状を知る私達の声や力は、問題解決に重要だと考えています。

当事者たちも誇りを持って働き、市民もよりよい市民サービスを受けることができる。そんな社会を目指して活動をしています。クラウドファンディングで、国と懇談・提言をしたい！ 集会をしたい！ 地方の当事者と繋がるため、オフ会をしたい！ 当事者の居場所を作りたい！ ハラスメントをなくしたい！ 新作映画を作りたい…

しかし、私達は顔も名前も出していない。そのため知名度がなく、活動が認められにくいのです。これまでは当事者たちの自腹で活動してきましたが、限界がきました。ぜひご協力をお願いします！

https://camp-fire.jp/projects/view/745308?utm_campaign=cp_po_share_c_msg_mypage_projects_show

編集後記

◆当研究会の2024年度定期総会を6月23日に開催し、23年度経過・決算を承認、24年度活動計画・予算を可決した。今秋の郵便料金大幅値上げへの対応策を9月頃までに立てることになるが、頭が痛い。◆政治資金規正法改正法案と並行して「地方自治法改正法案」が通

常国会で成立したが、社会的にはほとんど注目されない中で国会の上程～審議だった。ただでさえ「自治」が確立されていない中、この改定法は「自治の死」へのとどめだったと思っている。(白石)

『官製ワーキングプア研究会レポート』 2024年7月・第46号

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区四谷三栄町14-7 芝本マンション403号(JR・東京メトロ四谷駅)

携帯電話：090-2302-4908 / FAX：042(474)9520 / 電話：03(5269)0943

Eメールアドレス：kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：<https://www.kwpk.net/>

定価 1部200円